

70歳未満の方の高額な医療費の自己負担額の軽減について（お知らせ）

同じ月に同じ医療機関で負担する医療費が、ひと月の自己負担限度額を超える額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関に提示することにより、窓口での自己負担額が軽減されます。

70歳未満の自己負担限度額（月額） ＊自費分及び食事の費用は別途ご負担をいただきます。

所得の区分	自己負担額（3回まで）	4回目以降※1
区分ア （標準報酬月額 83万円以上）	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
区分イ （標準報酬月額 53万～79万円）	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
区分ウ （標準報酬月額 28万～50万円）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
区分エ （標準報酬月額 26万円以下）	57,600円	44,400円
区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

※1 「4回目以降」の軽減措置は、直近の過去12ヶ月以内に同一保険者に限度額以上の支払いが4回以上あった場合に、4回目以降の限度額が引き下げられるものです。

〈交付申請窓口〉

○市町村国民健康保険に加入されている方

いわき市役所国保年金課、または各支所・市民サービスセンター
いわき市以外にお住まいの方は、お住まいの市町村役場

○上記以外の方

保険証に記載されている保険者

※保険証・印かん等手続きに必要なものについては、保険者へご確認ください。

交付された「限度額適用認定証」は、病棟事務員または入院当日受付(4番窓口)に速やかに提示してください。

また、「限度額適用認定証」には有効期限がありますので、ご確認ください。

《注意事項》

- ◎ 同じ方が同じ月に同じ医療機関でも、入院・外来・歯科ごと、同じ方が同じ薬局でも、同じ医療機関からの処方ごとに自己負担限度額までの支払が必要になります。同じ月に複数の自己負担限度額の支払いをした方は従前のおり、保険者へ高額療養費の支給申請をしてください。
- ◎ 限度額適用認定証は、申請した月から使用できる証が交付されます。月を遡っての交付はされませんので、速やかに交付申請手続きをしてください。

ご不明な点については、病棟事務員または1階患者サポートセンターまで、ご相談ください。

【限度額適用認定証】